

毎週火、金曜日発行(但休日には当るときは翌日)  
昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告 示

### ◆ 告示

土地改良区役員の退任及び就任

牛及び馬の炭そ及び氣しゆその予防注射

農林水産振興資金の融通要綱の一部改正

市町村職員共済組合会議員の補欠選挙

" 監事の退職

◆ 正誤  
昭和三十四年四月二十四日付雑報中訂正

### 目 次

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

監事 村上喜代蔵 東伯郡三朝町大字穴鴨

矢田 幸雄 "

就任した役員の氏名及び住所

監事 村上喜代蔵 東伯郡三朝町穴鴨

矢田 幸雄 "

昭和三十三年十一月二十日臨時総会において総選挙の

結果当選し、十一月二十五日就任、任期二年。

### 鳥取県告示第二百四十六号

次のように炭そ及び氣しゆその予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)

第六条の規定により、牛及び馬の所有者に對して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年五月八日

金曜日 鳥取県公報

昭和34年5月8日

00482

3 昭和34年5月8日 金曜日 鳥取県公報 第3019号

一 実施の目的 炭そ、及び氣しゆそ予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

炭そ、予防注射—馬、牛。ただし、生後四月以内分べん

前後一月以内のものを除く。

氣しゆそ、予防注射—牛。ただし、生後四月以内及び分

べん前後一月以内のものを除く。

四 實施の期日 別表のとおり

炭そ、予防注射—炭そ、第二予防液皮内注射

氣しゆそ、予防液皮下注射

別表

炭そ、予防注射

実施月日

実施区域 実施場所

五月一五日

西伯郡淀江町旧大和 大和家畜検診所

一六日

旧淀江 淀江

一八日

旧淀江 淀江

一九日	"	"	旧宇田川 宇田川 "
二〇日	"	"	"
二五日	"	"	旧所子 所子 "
二六日	"	"	旧所子 所子 "
二三日	"	"	大山町旧大山 大山 "
二四日	"	"	大山町旧大山 大山 "
二五日	"	"	大山町旧大山 大山 "
二六日	"	"	大山町旧大山 大山 "
二七日	"	"	大山町旧大山 大山 "
二八日	"	"	大山町旧大山 大山 "
二九日	"	"	大山町旧大山 大山 "

実施月日 実施区域 実施場所

五月二二日 西伯郡大山町旧大山 赤松家畜検診所

" " 淀江町旧宇田川 本宮 "

二三日 " 大山町旧大山 大山 "

二四日 " 大山町旧大山 大山 "

二五日 " 大山町旧大山 大山 "

二六日 " 大山町旧大山 大山 "

二七日 " 大山町旧大山 大山 "

二八日 " 大山町旧大山 大山 "

二九日 " 大山町旧大山 大山 "

鳥取県告示第二百四十七号 農林水産振興資金の融通要綱（昭和三十三年六月鳥取県告示第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年五月八日

鳥取県知事 石破二朗

第二条第三項を次のように改める。

3 この要綱において「振興資金」とは、鳥取県信用農業協同組合連合会、鳥取県信用漁業協同組合連合会

その他の金融機関（以下「金融機関」という。）が組合又は農林漁業者に貸し付ける資金並びに鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号）の定めるところにより県の保証を受けた施設資金及び中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の定めるところにより県の保証を受けた事業信用基金協会の保証を受けた資金であつて、次の各号に該当するものをいう。

一 貸付金の種類は、防除用動力機具、果樹棚施設、果樹病虫害共同防除施設、果樹機械選果施設、灌水施設、畜舎、サイロ、しいたけ乾燥施設、製炭原木、壯蚕簡易飼育施設、沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器及び漁獲品加工施設の資金であること。

一 貸付金の対象は、前号に掲げる資金で、防除用機力機具、果樹棚施設、果樹病虫害共同防除施設、沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器及び漁獲品加工施設のこと。

の場合を除き、他の助成事業にかかる資金以外の資金であること。

三 貸付額は、その事業に要する経費の八割を限度とし、知事が特に必要と認めた場合を除いては、農業者及び林業者の場合にあつては一人につき十万円、漁業者の場合にあつては一人につき三十万円の範囲内のものであること。

四 利率及び償還期限は、別表一に掲げるものであること。

五 債還方法は、年一回又は二回の元本均等償還のものであること。

第三条を次のように改める。

（利子補給）

第三条 県は、金融機関又は鳥取県農業改良資金債務保証規程第九条第二項の規定により債務保証書の交付を受けた農業協同組合がこの要綱の定めるところにもとづいて資金を貸し付けたときは、その者に対し利子補給を行う。

振興資金の種類	利子補給率		償還期限	据置期間
	組合に貸し付けられる場合	農林漁業者に貸し付けられる場合		
防除用動力機具資金(鳥取県農業改良資金の定めるところにより県の債務保証を受けたものに限る。)	年六分以内	年七分以内	五年以内	一年

- (別表一) 振興資金の利率及び償還期限
- (振興資金の貸付)
- 第七条 県は、金融機関又は第三条第一項に定める農業協同組合がこの要綱に違反したときは、その者が行つた融資について利子補給及び損失補償を行はず、又はすでに交付した利子補給及び損失補償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 第九条 振興資金の貸付は、第二条第三項第一号に定める資金に対し、知事が別表二に掲げる融資対象選定基準により農林水産振興資金借入資格者として認定したもののうちから金融機関又は第三条第一項に定める農
- (別表) を次のように改める。
- (別表一)

第七条 県は、金融機関又は第三条第一項に定める農業

協同組合がこの要綱に違反したときは、その者が行つた融資について利子補給及び損失補償を行はず、又は

すでに交付した利子補給及び損失補償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(振興資金の貸付)

第九条 振興資金の貸付は、第二条第三項第一号に定め

る資金に対し、知事が別表二に掲げる融資対象選定基準により農林水産振興資金借入資格者として認定した

もののうちから金融機関又は第三条第一項に定める農

（別表）を次のように改める。

貸付金の種類	利子補給率	償還期限	据置期間
果樹病虫害共同防除施設資金(鳥取県農業改良資金の定めるところにより県の債務保証を受けたものに限る。)	年二分	年二分	年二分
果樹棚施設資金(〃)	年二分	年二分	年二分

果樹機械選果施設資金	年二分
灌水施設資金	年二分
畜舎資金	年二分
社畜簡易飼育施設資金	年一分
製炭原木資金	年一分
さいたけ乾燥施設資金	年一分
沿岸漁業用漁具資金(中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金の認めたものに限る。)	年三分
沿岸漁業用機器資金(〃)	年三分
漁獲品加工施設資金(〃)	年三分
沿岸漁業用機器資金(〃)	年三分
漁獲品加工施設資金(〃)	年三分
沿岸漁業用機器資金(〃)	年三分
沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器及び漁獲品加工施設の資金については、損失補償を行わないものとする。	年三分
第七条を次のように改める。	
(利子補給及び損失補償の打切又は返還)	

2 前項の規定により県が行う利子補給の額は、毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、その期末における融資残高(期間中途の融資額及び当該期間内に償還期限の到来した融資額を除く。)に対しそれぞれ左の表に掲げる利子補給率(以下「利子補給率」といふ。)で計算した金額に、当該期間内に行つた融資についてその融資の日から期末までの期間につきそれを利子補給率で計算した金額と、当該期間内に償還期限の到来した融資についてその期首からその償還期限到来までの期間につきそれぞれ利子補給率で計算した金額を加えた金額とする。

防除用動力機具資金(鳥取県農業改良資金の債務保証規程の定めるところにより県の債務保証を受けたものに限る。)

防除用動力機具資金(鳥取県農業改良資金の債務保証規程の定めるところにより県の債務保証を受けたものに限る。)

3 防除用動力機具、果樹棚施設、果樹病虫害共同防除施設、沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器及び漁獲品加工施設の資金については、損失補償を行わないものとする。

第七条を次のように改める。

- 業協同組合が決定する。
- 2 果樹機械選果施設資金、灌水施設資金、畜舎資金、サイロ資金、さいたけ乾燥施設資金、製炭原木資金及び社畜簡易飼育施設資金を借り受けようとする組合(農林漁業者に振興資金を貸し付けようとする組合で当該資金に充てるために借り受けようとするものを含む。)は、別記様式による申請書及び添付書類を毎年度知事が定める期日までに金融機関を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項による認定をしたときは、金融機関又は第三条第一項に定める農業協同組合に通知する。

融資対象選定基準		貸付金の種類	貸付の対象	選定条件	選定件数	規格	貸付を受けることができる者
畜舍資金	畜舎の新設に必要な資材の購入及び新設	果樹病害共同防除施設資金	果樹機械選果施設資金	機動噴霧機及び動力撒粉機の購入	鳥取県農業改良資金債務保証基準(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百三十三号)による。ところによると	県の認めるもの	農業者
灌水施設資金	灌水機及び付属品の購入	果樹機械選果機及び付属品の購入及び設置	果樹病害共同防除施設	組合又はかきの生産販売を行う農業者が設置するもの	〃	〃	農業者
畜舎の改修に必要な資材の購入及び改修	牛上を飼育し豚五頭又は鶏五十羽以下の生産物の販売を行う農業者で畜舎の改修を必要とするもの	牛乳牛の販売先であるための畜業者	農業者	農業協同組合	〃	〃	農業者
畜舎の改修に必要な資材の購入及び改修	牛上を飼育し豚五頭又は鶏五十羽以下の生産物の販売を行う農業者で畜舎の改修を必要とするもの	牛乳牛の販売先であるための畜業者	農業者	農業協同組合	〃	〃	農業者

昭和34年5月8日 金曜日 鳥取県公報 第3019号 8

別記様式中添付書類の別紙二(利用計画書)を次のように改める。

機械、  
(能取注意)

機械、器具等の場合は、1単位（1台、1セット）ごとに利用者を区別してまとめる。

口 労働力の単位は、成年男子の平均労力を 1 として評価すること。

ヘ 事業実施内容については、次の区分に従つて欄を設け記入すること。

(1) 果樹機械選果施設……記入の必要はない。

(2) 灌 水 施 設……関係地の地目、面積(アール)

(3) 畜 舍……草地面積(アール)、改進にあつては、このほかに改進前の頭数及び面積(平方メートル)

(4) サ イ ロ……草地面積(アール)

(5) しいたけ乾燥施設……発生木ばくの植付年月、本数

(6) 製 塚 原 木……住居地と製塚地との距離、搬出の難易(とくに小出について)、築築条件、原木購入の難易

(7) 牡蠣簡易飼育施設……飼育量(掃立羽量)(箱)

ニ 事業の関連生産物の過去 1ヶ年間の生産、販売実績欄のうち

1 品目及び数量の単位は、それぞれ次の方法により記入すること。

(1) 果樹機械選果施設……なし又はかきをキログラム

(2) 灌 水 施 設……主要作物について適宜記入する。ただし、桑園が牧業の場合、糞をキログラム

(3) 畜 舎……糞、肉畜等の場合はその頭数を、牛乳、卵等の場合はキログラムで、改進の場合は牛乳のみでよいものとする。

(4) サ イ ロ……糞、肉畜等の場合はその頭数を、牛乳、卵等の場合はキログラム

(5) しいたけ乾燥施設……しいたけ(生しいたけと乾燥しいたけに区分)キログラム

(6) 製 塚 原 木……木炭を俵

(7) 牡蠣簡易飼育施設……糞をキログラム

## 雜 報

規約第七条第一項に規定する第九選挙区の補欠選挙を

次のとおり行う。

昭和三十四年五月八日

昭和三十四年五月八日

組合の監事山内英明(前田吉津村長)は昭和三十四年

四月三十日をもつて退職したので法第六条第八項の規定  
どより公告する。

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 右 河 大 直

一 選挙の日時

昭和三十四年五月十一日 由十二時至十四時

一一 選挙の場所

米子市加茂町 西部町村会事務局

正 誤

昭和三十四年四月二十一日付鳥取県公報(雑報)中誤  
の字あつたのを記正す。

22 貨

下 段

終りから  
3 行

誤

一月につき百とする。

正

一月につき百円とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行 日 火 金

印 發

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取県印制所